

小学校入学予定の保護者のみなさま



就学援助制度 小学校入学準備金のお知らせ

島本町教育委員会

教育委員会では、経済的な理由により、お子さんの就学にお困りの保護者の方を対象に、入学に必要な学用品等を購入する費用の援助を行っています。援助を希望される方は、次の内容により申請してください。

1 援助の対象者

令和8年4月1日に町立小学校に入学する児童の保護者で、令和6年中の保護者の合計所得金額の総額が、裏面の認定基準に該当する方。

※町立小学校に入学されない場合は対象外となりますので、ご注意ください。

2 申請受付

◎受付期間 令和8年1月5日（月）～1月30日（金）17:30 【期間厳守】

◎提出先 島本町教育委員会事務局 教育こども部 教育総務課
TEL: 075-962-2616

★申請は二次元コードまたは以下のURLからできます。

<https://logoform.jp/f/FFJGe>



3 申請時に必要なもの

①振込先口座（保護者名義）が確認できるもの（通帳・カードなど）

②令和6年分所得証明（令和7年1月1日時点で町外在住者の方）

※令和7年1月1日に住民票があった市町村で取得してください。

※申請に基づき審査を行いますので、認否に係る事前のお問合せにはお答えできません。

「令和6年分所得」が未申告の方（収入があった保護者はもちろん、専業主婦（夫）の方や収入が無い方でも0円であること申告をしていただく必要があります。）は、認否の決定ができません。

該当する方については、あらかじめ「令和6年分所得」を島本町役場2階税務課で申告のうえ、ご申請ください。

4 支給予定額

対象児童一人につき 57, 060円

5 入学準備金の支給方法

申請者が申請の際に指定した金融機関の口座へ、3月末日に振り込みます。

6 認定基準

児童生徒の保護者の令和6年中の合計所得金額の総額が、生活保護法で定める下表の基準額（平成24年12月末日現在の基準額）を用いた以下の計算式により算出された認定基準額以下であること。（注6）

(①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額) × 1.3

① 生活扶助基準額 第1類 (表1)

年齢区分	基 準 額
0歳~2歳	228, 240円
3歳~5歳	287, 760円
6歳~11歳	372, 000円
12歳~19歳	459, 480円
20歳~40歳	439, 800円
41歳~59歳	416, 880円
60歳~69歳	394, 200円
70歳以上	353, 160円

② 生活扶助基準額 第2類 (表2)

世帯人員	基 準 額	冬期加算額	計
1人	474, 240円	14, 050円	488, 290円
2人	524, 880円	18, 200円	543, 080円
3人	581, 880円	21, 700円	603, 580円
4人	602, 400円	24, 600円	627, 000円
5人以上1人増すごと計算する額	4, 800円	900円	5, 700円

③ 教育扶助基準額 (表3)

小学校	1人	25, 800円
中学校	1人	50, 160円

【認定基準額計算例】～父（39歳）、母（36歳）、小学生（9歳）、未就学児（5歳）の4人世帯の場合～

① **生活扶助基準額 第1類 1, 539, 360円**

《内訳》 父 439, 800円、母 439, 800円、小学生 372, 000円、未就学児 287, 760円

② **生活扶助基準額 第2類 627, 000円**

③ **教育扶助基準額 25, 800円**

《内訳》 小学生×1人 25, 800円

④ **(①1, 539, 360円+②627, 000円+③25, 800円) × 1. 3= 2, 849, 808円**

⇒保護者の前年の合計所得金額の総額が④の額以下であれば、認定となります。

注1) 世帯状況や年齢などは、令和7年12月末日現在を基準とします。ただし、離婚などで申請時に世帯の状況が大きく変化している場合は、直近の状態で審査することがあります。また、世帯人員数とは、保護者とその扶養する家族員（税の扶養人数）の合計数のことです。

注2) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

注3) 本年度、町立小中学校に兄弟が在籍しており、既に就学援助費の支給を受けている方も、申請が必要です。

注4) 今回認定を受けた方で、入学後に就学援助制度（給食費など他費目）の利用を希望される場合は、新たに申請していただく必要があります。

注5) 生活保護法の適用を受けている場合や、対象の児童が里親制度に係る支弁の対象である場合などは除きます。

注6) 受付期間以降に本町に転入された方で、前住所地で当該費目と同内容の支給を受けられていない場合は、3月末日まで申請を受け付けます。ただし、支給の時期については、遅れことがあります。